明治安田アセットマネジメント

投資信託説明書（交付目論見書）
使用開始日　2019年3月7日

オーストラリア好利回りバランス・ファンド（為替ヘッジあり）／（為替ヘッジなし）

追加型投信／海外／資産複合

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に添付されております。
ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧およびダウンロードすることができます。
ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、委託会社の照会先までお問合わせください。

<委託会社> **明治安田アセットマネジメント株式会社**
金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第405号
設立年月日:1986年11月15日
資本金:10億円
運用する投資信託財産の合計純資産総額:15,260億円
（資本金・運用純資産総額は2018年12月末現在）
〔ファンドの運用の指図等を行います〕

<受託会社> **三菱UFJ信託銀行株式会社**
〔ファンドの財産の保管および管理等を行います〕

委託会社への照会先

明治安田アセットマネジメント株式会社
電話番号　0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）
ホームページアドレス　http://www.myam.co.jp/

投資家の皆さまへ

「オーストラリア好利回りバランス・ファンド(為替ヘッジあり)／(為替ヘッジなし)“愛称:レッツ豪(為替ヘッジあり)／(為替ヘッジなし)”」は、オーストラリアドル建ての債券・株式・不動産投資信託(リート)に分散投資するファンドです。

円貨建ての債券よりも高い利回りが見込まれるオーストラリアドル建て債券に加え、中長期的に値上がり益の獲得が期待できる豪州株式と豪州リートに分散投資し、安定的な収益の獲得と信託財産の成長を目指します。

資産形成を目的とした投資にもご利用していただけますよう、当ファンドでは運用管理費用を低めに設定させていただきました。

どうぞ末永く「オーストラリア好利回りバランス・ファンド(為替ヘッジあり)／(為替ヘッジなし)“愛称:レッツ豪(為替ヘッジあり)／(為替ヘッジなし)”」をご愛顧いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

オーストラリア好利回りバランス・ファンド(為替ヘッジあり)、オーストラリア好利回りバランス・ファンド(為替ヘッジなし)の受益権の募集については、明治安田アセットマネジメント株式会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2019年3月6日に関東財務局長に提出しており、2019年3月7日にその届出の効力が生じております。
当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法では商品内容の重大な変更に関して事前に投資者(受益者)の意向を確認する手続き等が規定されております。
また、当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

	商品分類			属性区分				
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
為替ヘッジあり	追加型	海外	資産複合	その他資産(投資信託証券(資産複合(債券、株式、不動産投信)、資産配分固定型))	年1回	オセアニア	ファミリーファンド	あり(フルヘッジ)
為替ヘッジなし								なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
※上記、商品分類および属性区分の定義等については、一般社団法人投資信託協会ホームページ(URL:https://www.toushin.or.jp/)で閲覧が可能です。

1. ファンドの目的・特色

■ ファンドの目的

オーストラリア好利回りバランス・ファンド(為替ヘッジあり)およびオーストラリア好利回りバランス・ファンド(為替ヘッジなし)(以下、「各ファンド」または「当ファンド」ということがあります。)は、安定的なインカム収益の獲得と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

■ ファンドの特色

●特色①

主として、マザーファンドを通じて、オーストラリアドル建て資産(債券、株式、不動産投資信託(リート))へ分散投資を行い、信託財産の中長期的な成長と安定的な収益の獲得を目指します。

下記のマザーファンドを主要投資対象とします。

名　　称	投資対象
明治安田オーストラリア公社債マザーファンド	オーストラリアドル建て債券
明治安田オーストラリア株式&リート・マザーファンド	豪州株式、豪州リート

●特色②

原則としてオーストラリアドル建て債券、豪州株式、豪州リートの各資産へそれぞれ純資産総額の70:15:15を基本に分散投資を行います。なお、資産配分比率は市場環境に応じて見直すことがあります。

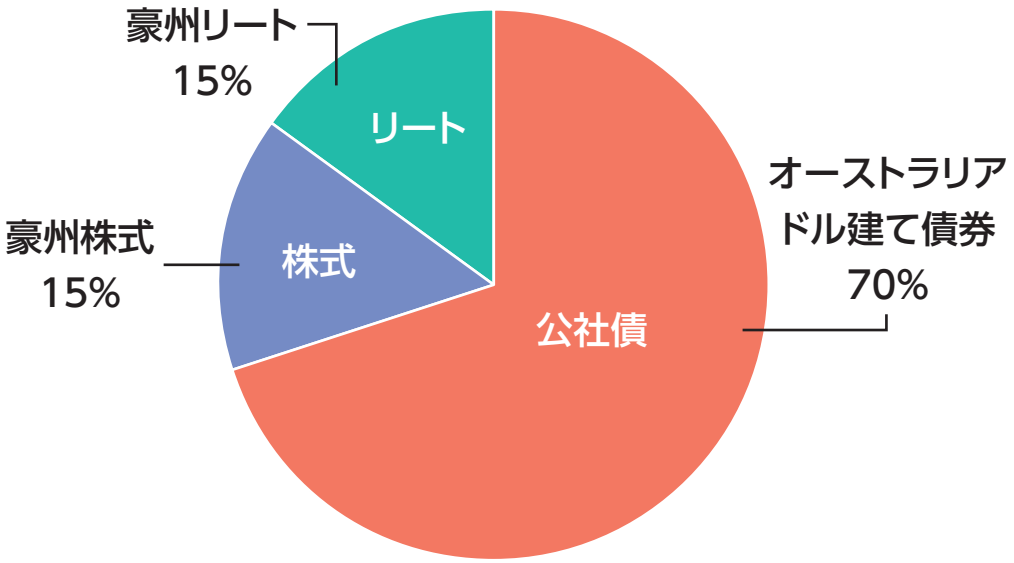

●特色③

・公社債

オーストラリアドル建ての国債、州政府債、国際機関債および社債等を主要投資対象とします。

原則として格付機関からBBB-/Baa3以上（およびそれと同等の信用度を有すると委託会社が判断したものを含む）の格付けを付与された公社債に投資します。

・株式&リート

主として、オーストラリアの証券取引所に上場されている株式（これに準ずるものを含む）および不動産投資信託を含む投資信託証券を中心に投資します。

詳細は後述の■運用プロセスをご覧ください。

●特色④

「為替ヘッジあり」と「為替ヘッジなし」の2つのファンドがあります。

●「為替ヘッジあり」

実質組入外貨建資産については原則として円を対貨とする為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ります。

●「為替ヘッジなし」

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

※各ファンド間でのスイッチング（乗換え）はできません。
※販売会社によっては、どちらか一方のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社へお問合わせください。

当ファンドには、運用にかかる基本方針、主要投資対象、投資態度等を等しくし、収益分配の頻度、分配方針、信託報酬等を異にするオーストラリア好利回りバランス・ファンド（毎月決算型）があり、それぞれをあるいは総称して「オーストラリア好利回りバランス・ファンド」および愛称として「レッツ豪」という名称を用いることがあります。

■ ファンドの仕組み

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。
ファミリーファンド方式とは、お客さまからご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。

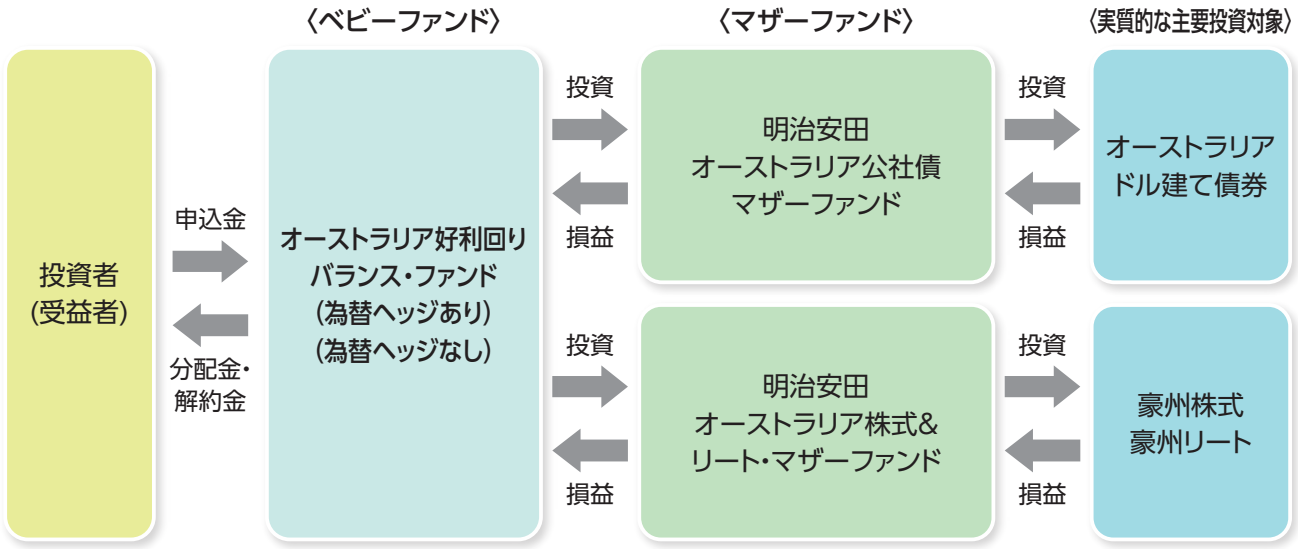

※損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

■ 運用プロセス

・公社債

マクロ経済・債券市況・需給動向等の分析を行い、金利動向およびクレジット市場の方向性を予測し、ポートフォリオのリスク分析を行い、リスクをコントロールしつつ、運用戦略を決定・実行します。

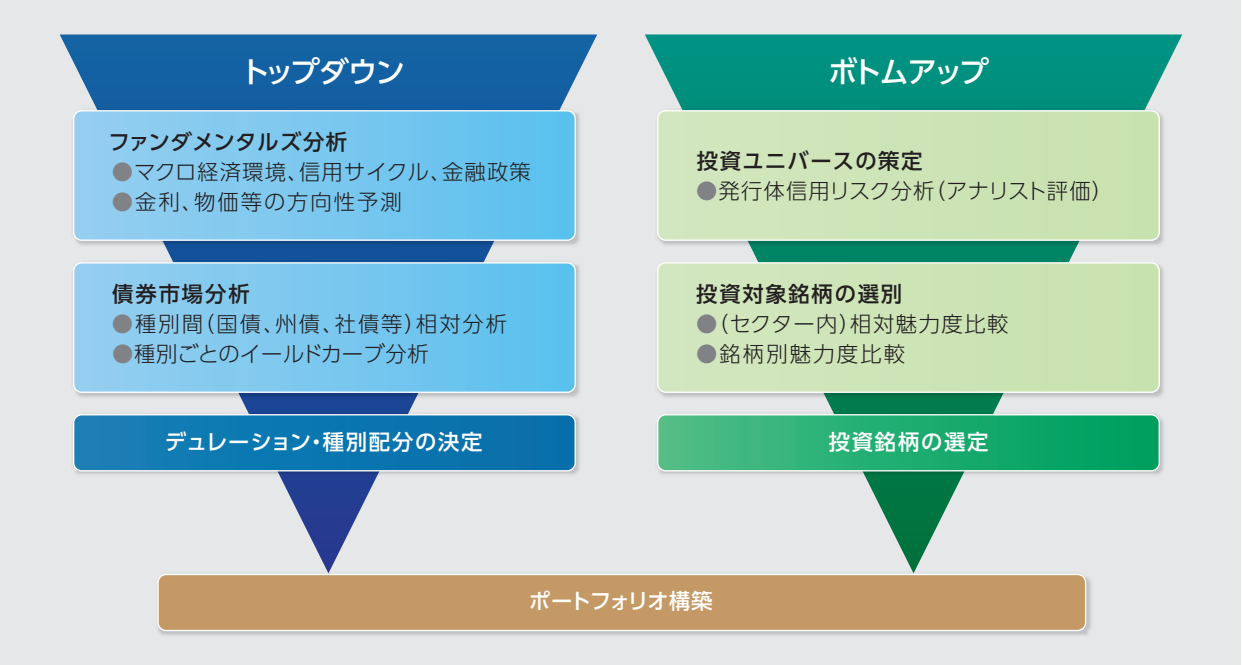

※運用プロセスは今後変更となる場合があります。

•株式&リート

銘柄選定にあたっては、主に配当利回りに着目し、相対的に配当利回りの高い銘柄を中心に投資を行います。

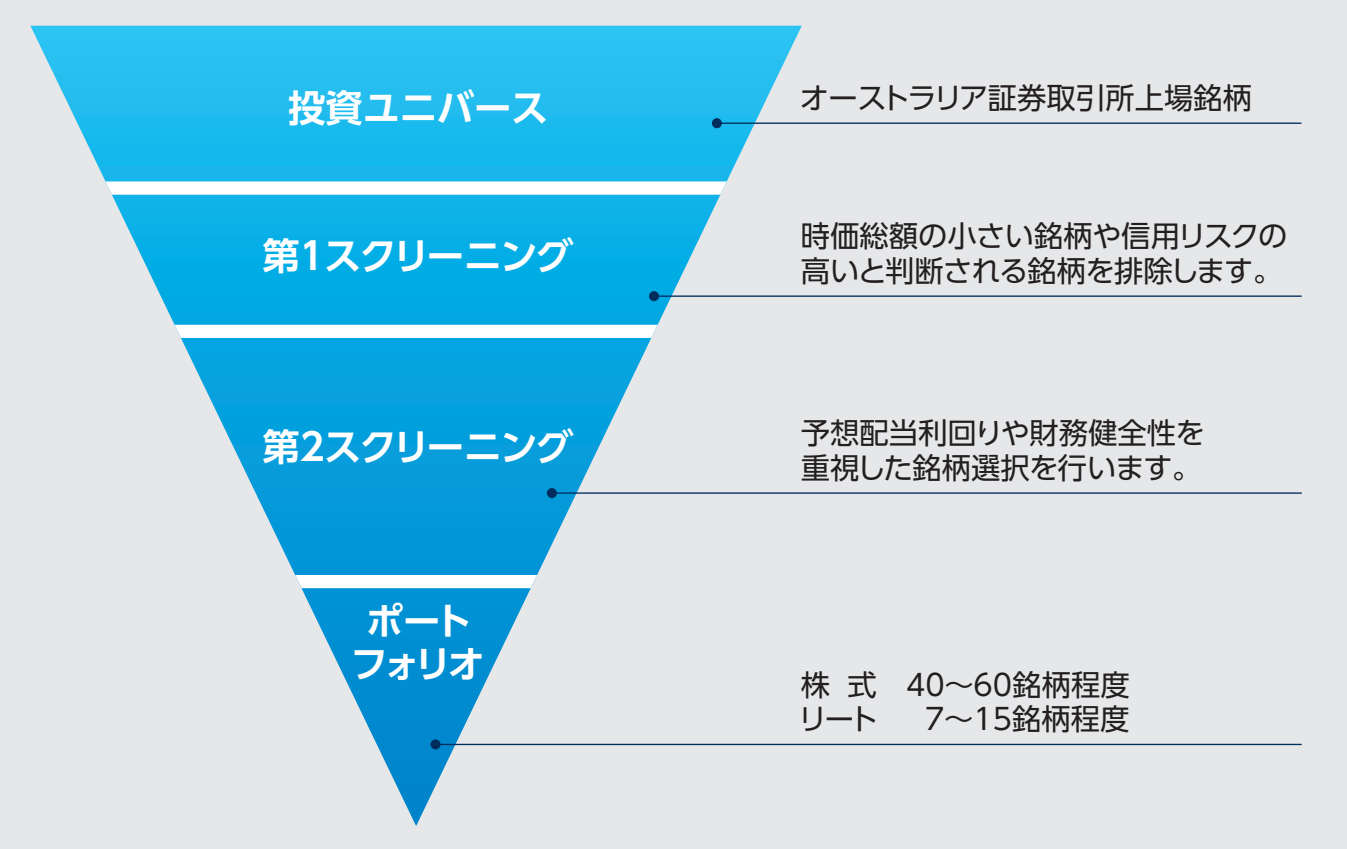

※運用プロセスは今後変更となる場合があります。

■ 主な投資制限

<「為替ヘッジあり」、「為替ヘッジなし」とも共通>

■ 株式への投資割合	株式への実質投資割合には制限を設けません。
■ 同一銘柄の株式への投資割合	同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
■ 投資信託証券への投資割合	投資信託証券(マザーファンドおよび上場投資信託(不動産投資信託含む)を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
■ 外貨建資産への投資割合	外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

■ 分配方針

年1回(6月7日。休業日の場合は翌営業日。)決算を行い、以下の方針に基づいて分配を行います。

・分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
・収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
・収益分配にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

■ 追加的記載事項

主要投資対象となる各マザーファンドの概要

■明治安田オーストラリア公社債マザーファンド

主として、オーストラリアドル建ての公社債に投資することにより、中長期的な信託財産の成長を目指します。

●オーストラリアドル建ての国債、州政府債、国際機関債および社債等を主要投資対象とします。投資を行う公社債は、原則として格付機関からBBB-/Baa3以上（およびそれと同等の信用度を有すると委託会社が判断したものを含む）の格付けを付与されたものとします。

●マクロ経済・債券市況・需給動向等の分析を行い、金利動向およびクレジット市場の方向性を予測し、ポートフォリオのリスク分析を行い、リスクをコントロールしつつ、運用戦略を決定・実行します。

■明治安田オーストラリア株式&リート・マザーファンド

主として、オーストラリアの証券取引所に上場されている株式および不動産投資信託を含む投資信託証券に投資することにより、配当収入の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

●主として、オーストラリアの証券取引所に上場されている株式（これに準ずるものを含む）および不動産投資信託を含む投資信託証券を中心に投資します。

●原則として豪州株式、豪州リートの各資産へそれぞれ純資産総額の50:50を基本に分散投資を行います。なお、資産配分比率は市場環境に応じて見直すことがあります。

●銘柄選定にあたっては、主に配当利回りに着目し、相対的に配当利回りの高い銘柄を中心に投資を行います。

●株式および不動産投資信託の組入れは、原則として、高位を保ちます。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

2. 投資リスク

■ 基準価額の変動要因

オーストラリア好利回りバランス・ファンド(為替ヘッジあり)、オーストラリア好利回りバランス・ファンド(為替ヘッジなし)は、直接あるいはマザーファンドを通じて、海外の債券、株式および不動産投資信託(リート)など値動きのある証券に投資します(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)ので、基準価額は変動します。

したがって、金融機関の預貯金と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

<主な変動要因>

株価変動リスク	株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の企業の事業活動や財務状況等の影響を受けて変動します。保有する株式価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
債券価格変動リスク	債券(公社債等)の価格は、金融情勢・金利変動および信用度等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
為替変動リスク	外貨建資産への投資については、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落(円高)する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動(円高)は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。 ●「為替ヘッジあり」は、為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、影響をすべて排除できるわけではありません。為替ヘッジに伴うコストが発生し、基準価額が変動する要因となります。 ●「為替ヘッジなし」は、為替ヘッジを行わないので、基準価額は為替レートの変動の影響を直接受けます。
信用リスク	投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。 また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。
リートのリスク	賃料の値上げ・値下げ、入居率(空室率)の増減はリートの収益に大きな影響を与えます。自然災害等によって保有不動産に大きな損害等が生じた場合等、リートの価格は大きく変動することも予想されます。また、大きな損害等が生じなくとも、不動産の老朽化や立地環境の変化等によっても不動産の価値は変動する場合があります。 また、リートに関する法律(税制度、会計制度等)が変更となった場合、保有不動産を取り巻く規制(建築規制、環境規制等)に変更があった場合など、リートの価格や配当に影響を与えることが想定されます。 ※上記はリートの持つ様々なリスク等のうち、主なリスク等について説明したものであり、全てのリスク等を網羅したものではありません。

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

■ その他の留意点

●有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ないため、希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買できなくなることがあります。

●当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。

●資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。

●収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

■ リスクの管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

■ 参考情報

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

為替ヘッジあり

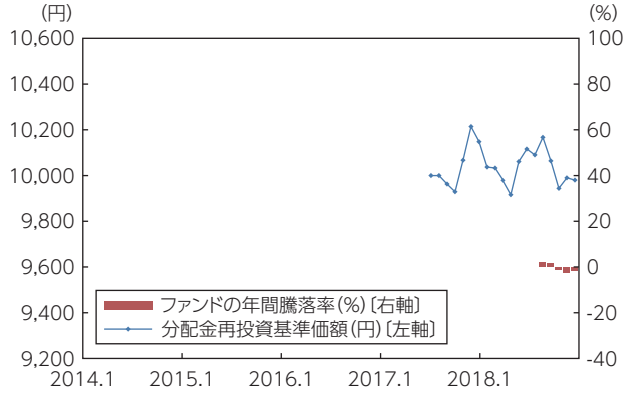

為替ヘッジなし

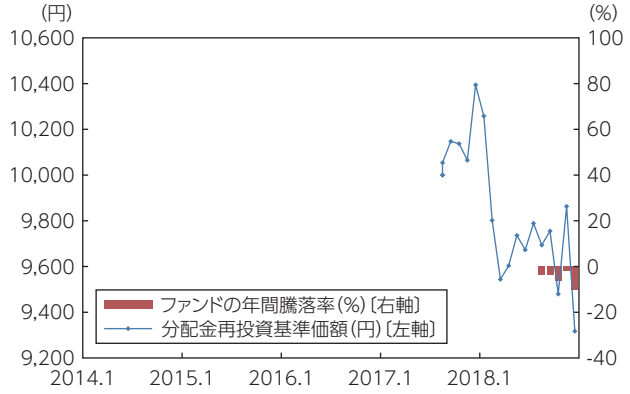

※グラフは、ファンドの5年間の各月末における分配金再投資基準価額(税引前の分配金を再投資したものとして算出。以下同じ。)および各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。
※年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
(注)当ファンドは、設定日以降のデータで表示しております。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

対象期間:2014年1月～2018年12月

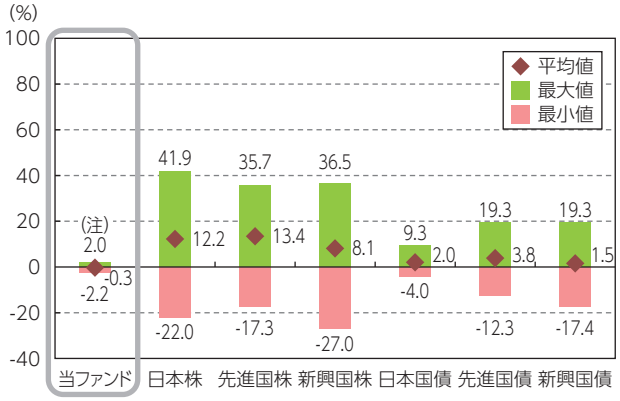

対象期間:2014年1月～2018年12月

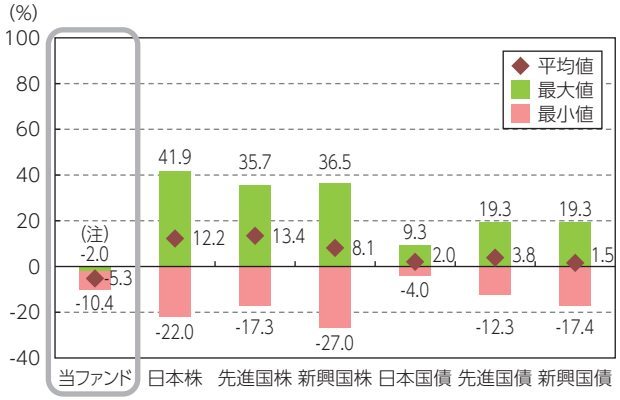

※グラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、5年間の各月末における直近1年間の騰落率データ(60個)を用いて、平均、最大、最小を表示したものです。
※ファンドの年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額(税引前の分配金を再投資したものとして算出)をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
※すべての資産クラスが、当ファンドの投資対象とは限りません。
(注)当ファンドは、設定日以降のデータで表示しております。したがって、データの個数が異なります。

<各資産クラスの指数について>

資産クラス	指数名称	権利者
日本株	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)	株式会社東京証券取引所
先進国株	MSCI-KOKUSAI(配当込み・円換算ベース)	MSCI Inc.
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み・円換算ベース)	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	野村證券株式会社
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)	J.P.Morgan Securities LLC

(注)海外指数は、対円での為替ヘッジなしによる投資を想定して、各月末の指数値を円換算または円ベースとしています。
※各指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、上記に記載の各権利者に帰属します。
また、各権利者は当ファンドの運用成果等に関し一切責任を負いません。
各指数の内容について、詳しくは投資信託説明書(請求目論見書)をご覧ください。

3. 運用実績

2018年12月28日現在

基準価額・純資産の推移

為替ヘッジあり

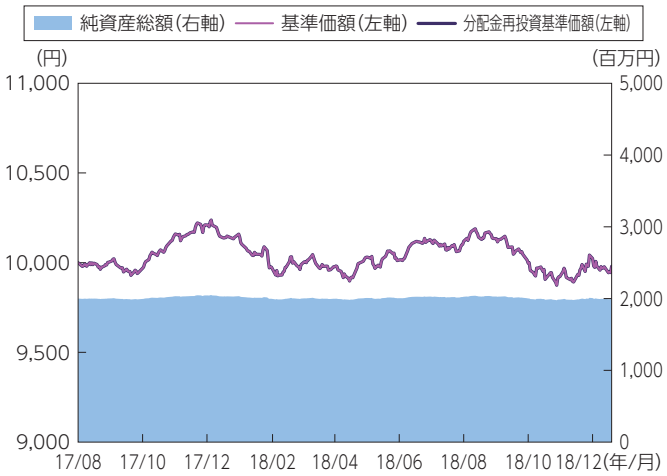

為替ヘッジなし

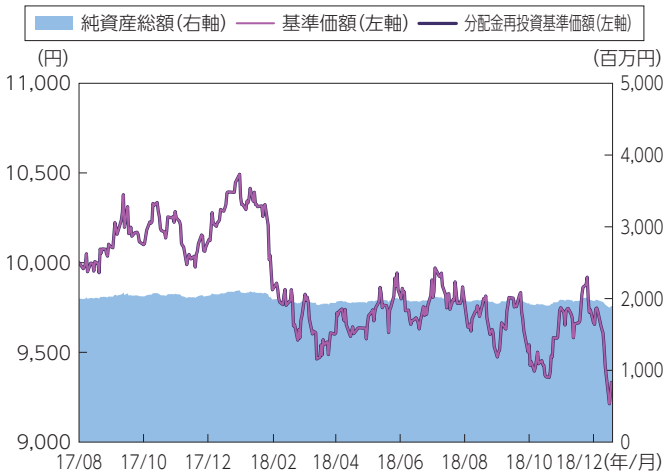

※分配金再投資基準価額は信託報酬控除後のものであり、分配金実績があった場合に税引前分配金を再投資したものとして算出しています。

分配の推移

分配金の推移		
	為替ヘッジあり	為替ヘッジなし
2018年6月	0円	0円
－	－	－
－	－	－
－	－	－
－	－	－
設定来累計	0円	0円

※分配金は、10,000口あたりの税引前の金額

基準価額	9,980円	9,317円
純資産総額	1,997百万円	1,894百万円

主要な資産の状況

資産の組入比率

為替ヘッジあり

資産の種類	投資比率(%)
明治安田オーストラリア公社債マザーファンド	67.62
明治安田オーストラリア株式&リート・マザーファンド	27.58
その他の資産(負債控除後)	4.80
合計(純資産総額)	100.00

為替ヘッジなし

資産の種類	投資比率(%)
明治安田オーストラリア公社債マザーファンド	70.51
明治安田オーストラリア株式&リート・マザーファンド	28.75
その他の資産(負債控除後)	0.74
合計(純資産総額)	100.00

組入資産上位銘柄(各マザーファンド)

明治安田オーストラリア公社債マザーファンド

	銘柄名	利率(%)	償還期限	国/地域	種類	投資比率(%)
1	AUSTRALIAN GOVT. 5.5%	5.5	2023/ 4 /21	オーストラリア	国債証券	23.73
2	QUEENSLAND TREAS 4.75%	4.75	2025/ 7 /21	オーストラリア	特殊債券	10.05
3	AUSTRALIAN GOVT. 4.5%	4.5	2033/ 4 /21	オーストラリア	国債証券	8.61
4	AUSTRALIAN GOVT. 3.25%	3.25	2039/ 6 /21	オーストラリア	国債証券	7.59
5	BRIT COLUMBIA 4.25%	4.25	2024/11/27	カナダ	地方債証券	7.58

※投資比率はマザーファンドの対純資産総額比

明治安田オーストラリア株式&リート・マザーファンド

	銘柄名	国/地域	種類	投資比率(%)
1	VICINITY CENTERS	オーストラリア	投資証券	8.90
2	SCENTRE GROUP	オーストラリア	投資証券	7.51
3	GDI PROPERTY GROUP	オーストラリア	投資証券	6.84
4	CENTURIA INDUSTRIAL REIT	オーストラリア	投資証券	5.84
5	CROMWELL PROPERTY GROUP	オーストラリア	投資証券	5.82

※投資比率はマザーファンドの対純資産総額比

年間収益率の推移(暦年ベース)

為替ヘッジあり

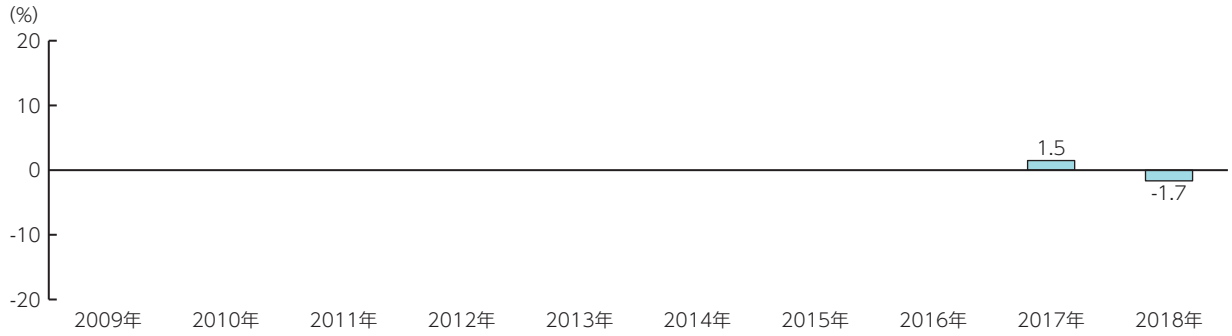

為替ヘッジなし

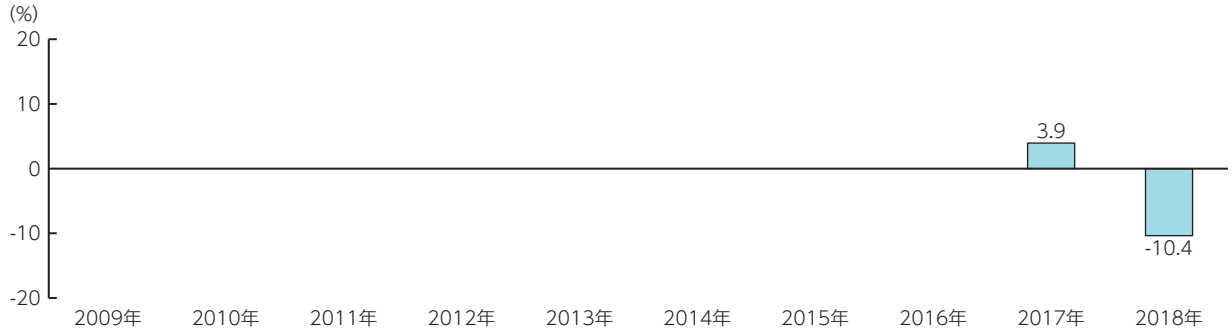

※収益率は分配金(税引前)を再投資したものとして算出しています。
※2017年は設定日(2017年8月10日)から12月末までの収益率を表示しています。
※ファンドにはベンチマークはありません。

※最新の運用状況は委託会社のホームページでご確認することができます。
※ファンドの運用実績はあくまで過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

4. 手続・手数料等

■ お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 (基準価額は1万口当たりで表示しています。以下同じ。) ※基準価額は、販売会社または委託会社へお問合わせください。
購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から受益者に支払います。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までに販売会社が受付けた分を当日の申込みとします。
購入・換金申込不可日	オーストラリア証券取引所、シドニーの銀行またはメルボルンの銀行の休業日には、購入・換金の申込の受付を行いません。
購入の申込期間	2019年3月7日から2019年9月6日 ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の申込みには制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた申込みの受付を取消すことがあります。

信託期間	無期限(2017年8月10日設定)
繰上償還	受益権の口数が10億口を下回ることとなったとき、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、あるいはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決算日	6月7日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※当ファンドには、「分配金受取りコース」および「分配金再投資コース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社へお問合わせください。
信託金の限度額	各ファンド5,000億円
公告	原則、電子公告により行い、ホームページに掲載します。 http://www.myam.co.jp/
運用報告書	計算期間終了時および償還時に作成のうえ、交付運用報告書は、販売会社を通じて信託財産にかかる知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

■ ファンドの費用・税金

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料

購入価額に、2.16%(税抜2.0%)を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳細については、お申込みの各販売会社までお問合わせください。

※購入時手数料は、購入時の商品説明、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。

信託財産留保額

ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)

ファンドの純資産総額に対し、年0.972%(税抜0.9%)の率を乗じて得た額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの日々の基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(該当日が休業日の場合は翌営業日)および毎計算期間末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。

<内訳>

配分	料率(年率)
委託会社	0.3996%(税抜0.37%)
販売会社	0.54%(税抜0.5%)
受託会社	0.0324%(税抜0.03%)
合計	年0.972%(税抜0.9%)

<内容>

支払い先	役務の内容
委託会社	ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類の作成等の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
合計	運用管理費用(信託報酬) =運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率

その他の費用・手数料

信託財産の監査にかかる費用(監査費用)として監査法人に年0.0054%(税抜0.005%)を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合に当該資産の保管や資金の送金等に要する費用として保管銀行に支払う保管費用、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。

※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドの税金

・税金は表に記載の時期に適用されます。
・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時　期	項　目	税　金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税します。 普通分配金に対して……20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税します。 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して…20.315%

※上記は2018年12月末現在のものです。
※少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)、ジュニアNISA(ニーサ)」をご利用の場合
少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」、「ジュニアNISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、一定の金額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になることができるのは、NISA(ニーサ)は満20歳以上の方、ジュニアNISA(ニーサ)は20歳未満の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。
詳しくは、販売会社へお問合わせください。
※法人の場合については上記とは異なります。
※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

メモ

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサル
デザインフォントを採用しています。